

2021年度求人倍率 1.16倍 改善もコロナ前遠く 失業率は横ばい

厚生労働省が発表した2021年度平均の有効求人倍率は1.16倍となりました。前年度から0.06ポイント上昇し3年ぶりに改善しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が本格化する前の19年度平均(1.55倍)に比べると低い水準となっています。感染拡大が断続的に起き、雇用の回復を妨げています。

総務省が同日発表した21年度平均の完全失業率は2.8%で、前年度から0.1ポイント改善したもののほぼ横ばいでした。11年ぶりの悪化となった20年度から2年連続の悪化は回避し、失業者数は8万人減の191万人となっています。

就業者数は6706万人と4万人増えましたが、前年度に69万人減少した分は戻っていません。休業者数は211万人で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中に求職を控える動きが目立ちました。有効求職者数の伸びは3.9%と求人比べて鈍く、相対的に求人倍率が上がっています。

産業別の就業者が最も伸びたのは医療・福祉で、18万人増の892万人で、情報通信業が14万人増の259万人で続きました。生活関連サービス・娯楽業と建設業はいずれも10万人減でした。コロナ禍の変化を反映し、業種によるばらつきが目立っています。

解雇の金銭解決 制度導入を議論へ 厚労省検討会

労働者の解雇無効時に企業側が金銭を支払うことで労働契約を終了する仕組みをめぐり、厚生労働省の検討会は、法的な論点を示す報告書をまとめました。労働者側が請求できる仕組みを念頭に、金額算定の方法などの考え方を示しました。報告書をふまえ、労使の代表者らで構成する労働政策審議会(厚労相の諮問機関)で制度導入の是非を議論します。

報告書は労働者に支払う「労働契約解消金」の算定方法について、勤続年数や年齢、給与額などが考慮の対象になるとしました。労働契約解消金は退職手当などと別ものとの考え方も示しています。厚労省は法律の専門家らによる検討会で、これまで議論を重ねてきました。

労働者の解雇に関して、現状は裁判で無効となった場合でも、職場に復帰できないケースは多く、労使で和解すれば解決金で退職することもあります。金額にばらつきがあり、解決までに時間がかかるといった問題もあり、和解に至らないケースもあります。

雇用調整助成金 産業別の支援策検討 厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルスの収束を見据えた雇用政策を議論するプロジェクトチームの初会合を開きました。企業の休業手当を支援する雇用調整助成金について、受給が多い業種や利用目的などを分析し産業別の支援策を検討します。6月にも報告書をまとめる方針です。

コロナ禍で雇用調整助成金は4月下旬までに5兆円以上の支給が決まっています。厚労省によりますと、1回でも雇用調整助成金を受給した企業のうち1年を超えて継続受給している企業は約13%ありました。航空関係など感染状況にかかわらず受給が長期化する傾向があり、聞き取りを通じて実態の分析を進めます。



- ケンとメリーの木（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【時間外労働の上限規制】

労働基準法では法定労働時間を超えて時間外労働をさせる場合には労働基準監督署へ36協定の届出が必要となります。令和2年4月からこの36協定で定める時間外労働に上限が設けられています。時間外労働の上限は月45時間、年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。特別な事情がある場合でも年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間未満（休日労働含む）を超えることはできません。2024年4月から上限規制が現時点で適用除外となっている建設業、運輸業等にも上限規制が適用されますので、ご注意ください。

事務所より

今年の十勝の春は雪解けも早く、例年に比べ桜の開花も早かったようですね。タイヤ交換も終わり、暖かな日差しにつられ、どこかへ出掛けたくくなりますね。十勝では新型コロナウイルスの感染拡大はまだまだ予断を許さない状況が続いていますが、以前の感染拡大時とは日々の過ごし方や感染に対する見方も変わってきていると思います。感染予防はしっかりしつつ、過度に恐れることなく、日常生活を過ごしていきたいものですね。

新卒向け就職サービスを行う career ticket が入社1年目の社員300人を対象に行なった「入社後の状況に関する調査」によりますと、新入社員の3割以上が入社後4~6ヶ月で退職を検討しているとの結果となったそうです。その一方で入社した企業に満足している人の約5割が満足している点として「仕事内容」を挙げており、退職を考えた理由としても「仕事内容」が上位に入っていることから、入社後の仕事内容のミスマッチがその後の雇用継続に影響を与えていることが伺えます。新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいた求人数もコロナ禍前の水準に近づいてきており、人手不足の中で人材の採用や雇用維持が企業にとって、ますます重要な事項となってくる中で、採用後の仕事内容や職場環境にミスマッチが起きていないか、会社側としても注視する必要があると思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

新型コロナウイルスの感染による休業等についてのお問い合わせが増えていきます。感染者や感染が疑われる方についての休業についてはその感染状況や会社の状況によって、その後の対応方法が変わってきます。従業員さんの休業については雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金で対応できる場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

